

平成 25 年度

第 1 回知事等の給与
に関する有識者会議

[資 料]

平成 2 5 年 7 月 9 日

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課

目 次

	頁
1 委員名簿	1
2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（抄）など	2
3 前回の有識者会議での検討結果	5
4 今年度の有識者会議での検討事項	6
5 今年度の開催日程等	7
6 鳥取県の知事等の現行給与制度の概要	8
7 鳥取県の知事等の給与制度の沿革	9
8 全国の知事等の給与の状況	12
9 一般職の給与減額の対応状況	16
10 特別職の国家公務員の給与の状況	19
11 国家公務員の給与減額の概要	20

平成25年度 知事等の給与に関する有識者会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名等	備考
おおやま あきこ 大山 亜紀子	司法書士（大山亜紀子司法書士事務所）	
さかね やすゆき 坂根 康之	JA鳥取県中央会 組織指導部統括部長	
たなか みのる 田中 穂	連合鳥取 事務局長	
つちえ まさのり 土江 征典	(株)花のれん 常務取締役	
ながやま まさお 永山 正男	鳥取大学地域学部 教授	
ひらた よしえ 平田 由枝	社会保険労務士（平田社会保険労務士事務所）	
ふくしま とみこ 福嶋 登美子	日本ランドメタル(株) 取締役副社長	
ふじなわ まさのぶ 藤縄 匡伸	鳥取商工会議所 副会頭	
やすだ はるお 安田 晴雄	安田精工(株) 代表取締役社長	
やまね さとみ 山根 里美	税理士（山根里美税理士事務所）	

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（抄）

（知事、副知事及び常勤の監査委員の給与）

第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する者の受ける給料の額は、別表第1に掲げるところによる。

3 略

4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額 \times 100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の131、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 第1項に規定する者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（病院事業管理者の給与）

第3条 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級の職務にある者の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（その他の知事等の給与）

第4条 前2条に規定する者を除くほか、別表第1に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、同表に掲げるところによる。

2 知事等（前2条及び前項に規定する者を除く。）の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。

（知事による検討）

第5条 知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度（以下「給与制度」という。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以上で構成する。

3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。

4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

別表第1 (第2条、第4条関係)

区 分		報酬又は給料の額	
知事		月額	1,178,000円
副知事		月額	879,000円
教育委員会の委員	委員長	月額	187,000円
	委員(教育長である者を除く。)	月額	152,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	25,300円
	委員	日額	21,500円
監査委員	常勤の監査委員		月額535,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 86,000円
		識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 223,000円
人事委員会の委員	委員長	月額	187,000円
	委員	月額	152,000円
労働委員会の委員	会長	月額	187,000円
	公益委員	月額	152,000円
	使用者委員及び労働者委員	月額	132,000円
収用委員会の委員	会長	日額	25,300円
	委員	日額	21,500円
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額	16,600円
	委員	日額	14,600円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額	16,600円
	委員	日額	14,600円
公安委員会の委員	委員長	月額	187,000円
	委員	月額	152,000円
専門委員		日額	14,600円以内
附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員		日額	9,900円以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額	14,600円
選挙長、選挙分会長及び選挙立会人		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額	
審査分会長及び審査分会立会人		最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第18条第2項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額	

知事等の退職手当に関する条例（抄）

（知事等の退職手当）

第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1）知事 100分の50
- （2）副知事 100分の40
- （3）病院事業の管理者 100分の30
- （4）常勤の監査委員 100分の20
- （5）教育長 100分の30

2 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、知事等としての引き続いた在職期間による。

3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

前回(平成23年度)の知事等の給与に関する有識者会議での検討結果

1 行政委員会委員報酬の日額化について

最高裁判決で示された考え方を踏まえれば、本県の月額報酬制を採用している行政委員会について、直ちに日額化すべきというような状況ではない。

また、日額制に移行した行政委員会を月額制に戻すという状況にもない。

引き続き、各委員会の活動状況を事務局で把握し、月額制あるいは日額制の妥当性について継続して点検していく。

2 報酬の水準について

現在の報酬額は、委員の職責及び財政状況等が本県に近い県の状況に照らせば、特に問題とすべき水準ではないといえる。

なお、日額化した委員会も含めて、報酬額がその職責や活動実態に見合ったものになっているのか、今後も注視していく必要がある。

今年度の知事等の給与に関する有識者会議での検討事項

1 知事等の給与水準（国の給与カットへの対応）

国の今年度末までの臨時的な給与減額措置の状況を踏まえ、これに対応した給与水準の見直しの必要性を検討する。

（背景）

- 一般職及び特別職の国家公務員の給与は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間減額されている。
- 国は、自治体にも、本年7月以降年度末まで、同様の措置を要請している。
- 本県の一般職の給与水準は、既に国を下回っていることから、給与減額は必要ないとして、減額を行っていない。
- 本県では、知事等の給与（給料月額、期末手当支給割合）は、これまで一般職に準じて改定してきた。
※ 平成22年度は、有識者会議の意見を踏まえ、一般職に準じた改定（期末手当の支給割合 0.04 月引き上げ）を見送り。
- 他県については、それぞれの実情に応じて対応

2 知事等の退職手当

国の特別職及び県の一般職の退職手当の改定状況等を踏まえ、これに対応した支給水準・支給方法の見直しの必要性を検討

（背景）

- 平成25年1月1日、国家公務員（一般職、特別職）の支給率が引き下げられた（平均▲14.9%、経過措置あり）。
- 本県の一般職でも、平成25年4月1日から、国に準じた改定を実施した。
- また、平成25年1月1日から実施の税制改正により、退職所得の課税標準額を2分の1とする緩和措置の適用対象から、勤続5年以内の法人役員等（国家公務員、地方公務員を含む。）が除外されたことにより、任期ごとに退職手当を支給する現在の方式は、税負担が増えることとなった。

3 附属機関の委員の報酬

附属機関に関する条例の整備に向けた検討に伴い、附属機関の委員の報酬額の見直しの必要性を検討する。

（背景）

- 本県では、行政運営上の参考意見を有識者や住民に聞くための協議会等の会議組織（およそ200）を要綱等に基づき設置している。
- 最近の判例で、要綱等に基づき設置されている協議会等の会議組織について、条例によらず附属機関を設置するものであり違法とするものがあり、条例整備に向けた検討を進めている。
- 条例化した場合、現在多様な形態で設置されている協議会等を条例上の附属機関として位置づけることに伴い、知事等給与条例における附属機関の委員報酬について改正が必要となる。

【参考】

○地方自治法第138条の4（抜粋）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

4 知事等の給与制度及び水準（条例に基づく2年ごとの点検）

2年ごとの定時的な点検として、知事等の給与制度及び給与水準について、見直しの必要性を検討する。

（動向）

- 平成23年度の見直し以降、一時的な給与減額措置を除き、国や他県等で大幅な見直しは行われていない。

今年度の知事等の給与に関する有識者会議開催日程等

開催日程	議 題	概 要
第1回 平成25年7月9日	知事等の給与水準について	国の給与カットを踏まえ、これに対応した給与水準の見直しの必要性を検討
第2回 平成25年7月下旬頃	附属機関の委員の報酬について	附属機関の委員の報酬額の見直しの必要性を検討
第3回 平成25年11月下旬頃	知事等の退職手当について 知事等の給与制度及び水準について	国の特別職及び県の一般職の改定状況等を踏まえ、これに対応した支給水準・支給方法の見直しの必要性を検討 等

※ 検討の状況に応じ第4回（平成25年12月～平成26年1月）も予定

鳥取県の知事等の給与制度の沿革

1 給料月額沿革

区分	H25. 1. 1	H24. 1. 1	H22. 1. 1	H21. 4. 1	H21. 1. 1	H19. 4. 1
知事 (増減率)	1,178,000 (▲1.83%)	1,200,000 (▲0.58%)	1,207,000 (▲2.97%)	1,244,000 (▲10.82%)	1,395,000 (▲3.53%)	1,446,000 (+16.05%)
副知事 (増減率)	879,000 (▲1.79%)	895,000 (▲0.56%)	900,000 (▲3.02%)	928,000 (▲5.69%)	984,000 (▲3.53%)	1,020,000 (+4.72%)
主な 考慮事項	H24年度の 一般職部長 級の給与改 定率▲1.8% との均衡	H23年度の 一般職部長 級の給与改 定率▲0.6% との均衡	H21年度の 一般職部長 級の給与改 定率▲3%と の均衡	他県との均衡	H20年度の 一般職部長 級の給与改 定率 (▲3.5%) との均衡	H18年度の 一般職部長 級の給与改 定率(単年) 約▲7%と給 与総額で均 衡

※H14. 4. 1 から7%の給与削減措置 (H19. 4. 1 から5%) を実施。(H20. 3. 31 終了)

2 期末手当の沿革

(1) 算出方法の経過

適用年月日	算出方法	備考
S27. 11. 1	給料(報酬)月額×支給月数×期間率	主に特別職の国家 公務員(国務大臣な ど)との均衡を考慮
S46. 5. 1	給料(報酬)月額×1.2 ×支給月数×期間率	
S48. 3. 1	給料(報酬)月額×1.25 ×支給月数×期間率	
H2. 12. 1～	給料(報酬)月額×1.45 ×支給月数×期間率	

(2) 年間支給月数の推移

年 度	県の特別職 月分	県の一般職 月分	国の指定職 月分
H8年度	4.0	4.0 (5.2)	4.0
H9年度	4.05	4.05 (5.25)	4.05
H10年度	↓	↓	↓
H11年度	↓	↓	3.75
H12年度	3.6	3.6 (4.75)	3.6
H13年度	3.55	3.55 (4.7)	3.55
H14年度	3.5	3.5 (4.65)	3.5
H15年度	3.3	3.0 (4.4)	3.3
H16年度	↓	↓	↓
H17年度	↓	↓	↓
H18年度	↓	3.0 (4.45)	↓
H19年度	3.1	2.8 (4.25)	3.35
H20年度	2.9	2.6 (4.05)	↓
H21年度	2.87	2.57 (4.02)	3.1
H22年度	2.71	2.41 (3.86)	2.95
H23年度	↓	2.45 (3.9)	↓
H24, 25年度	↓	↓	↓

※ 一般職の支給月数のうち、() は勤勉手当を含めた支給月数

※ H14年度までは、県の特別職の支給月数は、一般職の期末手当に準拠

※ H15年度に一般職の期末手当の支給月数の一部が勤勉手当に移行した際、特別職の期末手当を一般職から分離(→支給月数は、国の指定職に準拠)

※ H19年度以降は、一般職の支給割合に準じて改定

3 退職手当の沿革

○主な改正経緯等

適用年月日	改正経緯等	勤続4年の場合	備考
S 24. 5. 1	○鳥取県職員退職手当支給条例(旧条例) 制定 ○当初、特別職は支給対象外 ○俸給月額×支給割合×勤続年数		
S 25. 9. 8	○常勤の特別職(知事等)を支給対象に追加 ○算出方法は一般職と共通	給料月額×1.6×4 (給料約2.1月分)	国家公務員と同じ
S 29. 3. 1	○給料月額×支給割合×勤続年数	給料月額×0.6×4 (給料2.4月分)	S33. 3までの国の公庫等の役員の退職手当 俸給月額×0.7 ×在職月数
S 33. 11. 10	○知事等の退職手当の特則を設定 ○給料月額×支給割合×在職月数 ※支給割合 知事0.5 副知事0.3	給料2.4.5月分 (在職月数4.9月とする場合)	S 33. 4～S 45. 1の国の公庫等の役員の退職手当 俸給月額×0.65 ×在職月数
S 37. 12. 24	○知事等の退職手当に関する条例(現行)を制定 ○算出方法は、上記と変わらず。	〃	
S 48. 12. 1	○支給割合の引き上げ ○給料月額×支給割合×在職月数 ※支給割合 知事0.7 副知事0.5	給料3.4.3月分	主として他県との均衡を考慮したものと思われる。
H19. 4. 1	○支給割合の引き下げ ※給料月額引き上げ ○給料月額×支給割合×在職月数 ※支給割合 知事0.3 副知事0.3 ○最終退職時の一括支給から任期毎支給に変更	給料1.4.4月分 (在職月数4.8月とする場合)	民間主要企業の役員の退職慰労金の支給水準を考慮
H21. 4. 1 (～現在)	○支給割合の引き上げ ※給料月額引き下げ ○給料月額×支給割合×在職月数 ※支給割合 知事0.5 副知事0.4	給料2.4月分 (在職月数4.8月とする場合)	他県との均衡を考慮。

【参考】有識者会議設置後の見直し

平成 18 年度

知事等の給与の水準及び制度のあり方について、県内外の社会経済情勢等を踏まえたものとなるよう、平成 18 年度の有識者会議における意見を参考に以下のとおり見直し。(平成 19 年度から施行)

①知事等の給与水準

退職手当を含む全体の支給水準として、 $\Delta 7\%$ の引き下げ

②知事等の給与制度のあり方

退職手当の支給率を引き下げ、給料に振り替え

平成 19 年度

一般職の期末手当引下げに伴い、知事等の期末手当についても同様に $\Delta 0.2$ 月引下げ。(平成 20 年度から施行)

平成 20 年度

県議会決算審査特別委員会の指摘を受け、男女共同参画推進員の報酬を日額化。(月額 122,000 円→日額 20,000 円。平成 20 年 7 月から施行)

知事等の給与制度のあり方について、県内外の社会経済情勢等を踏まえたものとなるよう、有識者会議における意見を参考に、退職手当の支給率を引き上げ、給料を引下げ。(平成 21 年度から施行)。

一般職に準じて、給料を $\Delta 3.5\%$ 、期末手当の支給割合を年 0.03 月分引き下げ。

平成 21 年度

一部の行政委員会(選管、収用、海区、内水面)の委員報酬を日額化。(平成 22 年度から施行)

一般職に準じて、給料を $\Delta 3.0\%$ 、期末手当の支給割合を年 0.16 月分引き下げ。

平成 22 年度

一般職に準じた改定(期末勤勉手当の支給月数 0.04 月引き上げ)を見送り。

平成 23 年度

一般職に準じて、給料を $\Delta 0.6\%$ 引き下げ。

平成 24 年度

一般職に準じて、給料を $\Delta 1.8\%$ 引き下げ。

鳥取県の知事等の現行給与制度の概要

1 知事等の給与制度

職名	給与制度
知事、副知事	給料、通勤手当、期末手当及び退職手当
常勤の監査委員	給料、通勤手当、期末手当及び退職手当 (給料は、月額535,000円を超えない範囲内において知事が定める額)
病院事業管理者	行政職給料表の9級の職務にある者の例により知事が定める額
各種委員会の委員等	別表のとおり
【参考】教育長 ※教育長は一般職	給料、通勤手当、期末手当及び退職手当 (給料は、月額722,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める額)

2 知事、副知事の給与

知事及び副知事の給与の種類には、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当がある。これらの概要は次のとおり（通勤手当は省略）。

区分		知事	副知事
給料月額		1,178,000円	879,000円
期 末 手 当	算定方法	$\text{給料月額} \times 1.45 \times \text{支給月数} \times \text{期間率}$	
	支給月数	年間2.71月分（6月期1.31月分、12月期1.4月分）	
	1年当たり額	4,628,951円	3,454,030円
退 職 手 当	算定方法	$\text{退職時の給料月額} \times \text{在職月数} \times \text{支給割合}$	
	在職月数	1期 最大48月	
	支給割合	0.5	0.4
	支給時期	任期ごとに支給	
	1期当たり額	28,272,000円	16,876,000円
合 計（1期）		103,331,804円	72,884,120円
1年当たり額		25,832,951円	18,221,030円

※「期末手当」の「期間率」とは、期末手当の基準日（6月1日、12月1日）以前6月以内の在職期間に応じて、30/100～100/100を乗じるものです。

一般職の給与減額の対応状況 [各都道府県]

(7月1日現在・総務省調査・鳥取県時点修正)

	減額の意向 ・減額済み	減額しない	国以上の 給与抑制により 対応済み	未定
団体数	39	2 東京、愛知	2 大阪、鳥取	4 秋田、新潟、静岡、香川

知事の給与減額措置の状況

7/1以降 追加措置等 あり	7/1以降 追加措置等 なし	7/1以降 追加措置等 なし
27団体	12団体	
※ 追加措置等なしの12団体のうち、11団体は、既に20% (国務大臣相当) 以上の給与減額を実施している。		※ うち、新潟、静岡、鳥取は、もともと減額を実施していない。

各地方公共団体における給与減額措置の取組状況(一般職)

平成25年7月1日現

番号	団体名	ラスパイレス指数		独自の給与減額措置(平成25年4月1日時点)						国要請への対応状況					給与減額措置の内容(現時点での提案内容、最終妥結内容)										
		参考値 (減額前)	管理職以外	管理職			終了予定	対応しない	独自対応済	対応未定	対応の意向			給料(行政職)			期末・勤勉手当	管理職手当	はね返り (あり○ なし×)						
				給料	期末・勤勉	給料					期末・勤勉	管理職手当	組合提案	組合協議終了	議会提出済	主事級			係長級、課長補佐級	課長級以上	地域手当	時間外手当	教職調整額		
																								給料	期末・勤勉
1	北海道	102.1	94.4	4.5~4%	役職加算1/4減	9~8.7%	役職加算1/3減	20%	H26年度末				○		○	▲7.77% (右以外)	▲8.70% (主幹等)	▲9.77%	▲9.77%	一律■20%	あり	○	○	○	
2	青森県	107.7	99.5			5~3%			H25年度末				○	○	○	▲4.71%□~2級)	▲7.71%□3~6級)	▲9.71%□7~9級)	一律■7.18%	一律■10%	○	×	○	○	
3	岩手県	107.1	99					25%~15%	H25年度末				○		○	▲4.4%□~2級)	▲7.4%□3~6級)	▲9.4%□3~10級)	一律■9.77%	副部長以上▲15% 総括課長級▲10%	○	○	○	○	
4	宮城県	110.6	102.2					5~3%	H26年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~10級)	しない	一律■10%	×	×	×	×	
5	秋田県	110.4	102	3~1.5%		7~3%			H26年10/31				○												
6	山形県	108.7	100.5					18%	H28年度末				○			▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~10級)	一律■5%	一律■10%	○	○	○	○	
7	福島県	109.7	101.4			5%		20~10%	H25年度末				○		○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~10級)	一律■9.77%	一律■10%	○	○	○	○	
8	茨城県	109.4	101.1			5~3%	はね返り	20~10%	H25年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	しない	一律■10%	×	×	×	×	
9	栃木県	104.9	97										○		○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	一律■9.77%	一律■10%	○	○	○	○	
10	群馬県	109.7	101.4			3~2%			H25年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	しない	しない	×	×	×	×	
11	埼玉県	110.4	102.1					10~5%	H25年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~10級)	▲4.34%(7~10級) ▲1.00%(1~6級)	一律■4.45%	○	○	○	○	
12	千葉県	110.5	102.2										○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~10級)	一律■9.77%	一律■10%	○	○	○	○	
13	東京都	110.4	102										○												
14	神奈川県	110.4	102.1	6~4%		6~4%		10%	H26年度末				○	○	○	▲4%□~2級)	▲6% (3級)	▲7.77% (4~6級)	▲9.77%□~10級)	一律■5%	一律▲10%	○	○	○	○
15	新潟県	108.6	100.4										○												
16	富山県	107.7	99.6			3~2%			H25年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~5級)	▲10.77%□3~9級)	しない	しない	×	×	×	×	
17	石川県	107.7	99.6					10%	H25年度末				○		○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	しない	しない	○	○	○	○	
18	福井県	107.8	99.6										○			▲4.35%□~2級)	▲7.35%□3~5級)	▲9.77%□3~9級)	しない	しない	×	×	×	×	
19	山梨県	108.3	100.1			4~3%			H26年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	しない	一律■10%	○	○	○	○	
20	長野県	106.3	98.2										○			▲3.8%□~2級)	▲6.7%□3~6級)	▲8.4%□~9級)	一律■8%	一律■10%	○	○	○	○	
21	岐阜県	102.7	95										○			▲3%□~2級)	▲3.9% (3級)	▲5.3% (4~5級)	▲7.3%□3~9級)	しない	一律■10%	×	×	×	×
22	静岡県	111.7	103.2										○												
23	愛知県	109.1	100.8	3%	1.5%	3%	7%		H25年度末	○															
24	三重県	106.2	98.2										○			▲3.9%	▲5.9%	▲7.5~10%	しない	一律■10%	×	×	×	×	
25	滋賀県	107.3	99.2	0.8%		6~2.5%		10%	H25年度末				○	○	○	▲4.77%□~2級)	▲7.77%□3~6級)	▲9.77%□~9級)	しない	一律■10%	×	×	×	×	

全国の知事の給与の状況（平成25年4月1日現在）

【知事】

（単位：円）

自治体名	月額				期末手当				退職手当				年額			
	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位
北海道	1,380,000	7	1,035,000	31	5,902,950	12	4,427,212	30	33,782,400	35	33,782,400	31	30,908,550	18	25,292,812	34
青森県	1,270,000	30	1,016,000	35	5,248,275	37	4,198,620	42	48,768,000	1	39,014,400	16	32,680,275	6	26,144,220	30
岩手県	1,240,000	33	1,054,000	30	5,214,200	38	5,214,200	21	38,688,000	21	0	45	29,766,200	28	17,862,200	45
宮城県	1,310,000	15	1,244,500	9	5,812,208	13	5,812,208	6	40,872,000	8	40,872,000	6	31,750,208	12	30,964,208	5
秋田県	1,210,000	44	907,500	44	5,175,775	39	5,175,775	22	40,656,000	10	34,557,600	29	29,859,775	27	24,705,175	35
山形県	1,212,000	43	909,000	43	5,008,590	42	5,008,590	25	31,996,800	36	31,996,800	33	27,551,790	42	23,915,790	41
福島県	1,320,000	12	1,056,000	28	5,550,600	24	5,550,600	11	41,184,000	6	41,184,000	4	31,686,600	13	28,518,600	17
茨城県	1,340,000	9	1,072,000	27	5,731,850	14	4,585,480	29	36,019,200	30	36,019,200	26	30,816,650	20	26,454,280	29
栃木県	1,290,000	23	1,032,000	32	5,517,975	25	4,414,380	31	37,152,000	25	37,152,000	21	30,285,975	24	26,086,380	31
群馬県	1,310,000	15	1,179,000	16	5,603,525	19	5,603,525	8	37,728,000	22	37,728,000	18	30,755,525	21	29,183,525	12
埼玉県	1,420,000	3	1,420,000	1	6,074,050	7	4,251,835	38	40,896,000	7	40,896,000	5	33,338,050	4	31,515,835	4
千葉県	1,390,000	5	1,390,000	2	7,049,802	2	7,049,802	1	40,032,000	17	40,032,000	12	33,737,802	2	33,737,802	1
東京都	1,481,000	1	1,332,900	5	7,278,671	1	6,563,140	2	36,965,760	27	36,965,760	23	34,292,111	1	31,799,380	3
神奈川県	1,450,000	2	1,087,500	26	5,730,400	15	5,730,400	7	41,760,000	4	41,760,000	2	33,570,400	3	29,220,400	11
新潟県	1,240,000	33	1,240,000	10	5,304,100	34	5,304,100	19	37,497,600	23	37,497,600	19	29,558,500	30	29,558,500	9
富山県	1,300,000	18	1,105,000	24	5,560,750	20	5,560,750	9	40,560,000	11	40,560,000	8	31,300,750	15	28,960,750	13
石川県	1,300,000	18	1,235,000	11	5,560,750	20	4,754,441	27	31,200,000	38	31,200,000	35	28,960,750	34	27,374,441	24
福井県	1,300,000	18	1,170,000	18	5,560,750	20	5,560,750	9	37,440,000	24	37,440,000	20	30,520,750	22	28,960,750	13
山梨県	1,250,000	32	1,125,000	22	5,346,875	32	5,346,875	16	31,200,000	38	31,200,000	35	28,146,875	40	26,646,875	27
長野県	1,282,000	28	1,282,000	7	5,483,755	29	5,483,755	14	39,998,400	18	39,998,400	13	30,867,355	19	30,867,355	7
岐阜県	1,340,000	9	1,340,000	4	6,271,200	4	6,271,200	3	40,521,600	12	40,521,600	9	32,481,600	8	32,481,600	2
静岡県	1,287,000	26	1,287,000	6	5,505,142	27	5,505,142	13	40,154,400	16	0	45	30,987,742	16	20,949,142	44
愛知県	1,403,000	4	982,100	39	6,324,162	3	5,059,330	24	40,406,400	14	40,406,400	10	33,261,762	5	26,946,130	25
三重県	1,280,000	29	896,000	46	5,990,400	10	2,995,200	47	43,008,000	3	0	45	32,102,400	10	13,747,200	47
滋賀県	1,320,000	12	1,056,000	28	5,646,300	17	3,952,410	46	44,352,000	2	44,352,000	1	32,574,300	7	27,712,410	20
京都府	1,292,000	22	1,162,800	19	5,938,161	11	5,344,345	17	40,310,400	15	40,310,400	11	31,519,761	14	29,375,545	10
大阪府	1,310,000	15	917,000	42	6,052,200	8	4,236,540	39	12,576,000	47	6,288,000	44	24,916,200	47	16,812,540	46
兵庫県	1,340,000	9	1,139,000	20	6,111,338	5	4,394,944	33	40,521,600	12	38,592,000	17	32,321,738	9	27,710,944	21
奈良県	1,214,000	42	1,092,600	25	5,364,786	31	5,364,786	15	40,790,400	9	40,790,400	7	30,130,386	26	28,673,586	15
和歌山県	1,210,000	44	1,137,400	21	5,304,277	33	5,304,277	18	34,267,200	33	34,267,200	30	28,391,077	39	27,519,877	23
鳥取県	1,178,000	47	1,178,000	17	4,628,951	43	4,628,951	28	28,272,000	46	28,272,000	42	25,832,951	46	25,832,951	32
島根県	1,240,000	33	992,000	36	5,034,400	41	4,027,520	44	30,355,200	43	27,319,680	43	27,503,200	43	22,761,440	43
岡山県	1,290,000	23	903,000	45	5,654,973	16	3,958,482	45	36,532,800	29	36,532,800	25	30,268,173	25	23,927,682	40
広島県	1,389,000	6	1,250,100	8	6,088,957	6	6,088,957	4	36,869,616	28	36,869,616	24	31,974,361	11	30,307,561	8
山口県	1,290,000	23	1,032,000	32	5,517,975	25	5,517,975	12	30,960,000	41	30,960,000	38	28,737,975	36	25,641,975	33
徳島県	1,300,000	18	975,000	41	5,560,750	20	4,170,562	43	31,200,000	38	31,200,000	35	28,960,750	34	23,670,562	42
香川県	1,285,000	27	1,028,000	34	5,496,587	28	4,397,270	32	30,840,000	42	30,840,000	39	28,626,587	38	24,443,270	36
愛媛県	1,320,000	12	990,000	38	5,646,300	17	4,234,725	40	31,680,000	37	31,680,000	34	29,406,300	31	24,034,725	38
高知県	1,220,000	41	976,000	40	5,130,100	40	5,130,100	23	29,280,000	45	29,280,000	41	27,090,100	44	24,162,100	37
福岡県	1,350,000	8	1,350,000	3	6,001,627	9	6,001,627	5	34,992,000	32	34,992,000	28	30,949,627	17	30,949,627	6
佐賀県	1,190,000	46	1,190,000	15	4,212,600	47	4,212,600	41	37,128,000	26	37,128,000	22	27,774,600	41	27,774,600	19
長崎県	1,260,000	31	1,210,000	14	5,389,650	30	4,283,400	37	39,312,000	20	39,312,000	15	30,337,650	23	28,631,400	16
熊本県	1,240,000	33	868,000	47	5,304,100	34	4,773,690	26	35,116,800	31	35,116,800	27	28,963,300	33	23,968,890	39
大分県	1,240,000	33	1,225,120	13	5,304,100	34	5,240,450	20	33,926,400	34	33,519,283	32	28,665,700	37	28,321,711	18
宮崎県	1,240,000	33	992,000	36	4,389,600	44	4,389,600	34	41,664,000	5	41,664,000	3	29,685,600	29	26,709,600	26
鹿児島県	1,240,000	33	1,116,000	23	4,389,600	44	4,389,600	34	39,679,999	19	39,679,999	14	29,189,600	32	27,701,600	22
沖縄県	1,230,000	40	1,230,000	12	4,354,200	46	4,354,200	36	29,520,000	44	29,520,000	40	26,494,200	45	26,494,200	28

全国の副知事の給与の状況（平成25年4月1日現在）

【副知事】

（単位：円）

自治体名	月額				期末手当				退職手当				年額			
	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位	本則	順位	カット後	順位
北海道	1,100,000	6	880,000	33	4,705,250	11	3,764,200	31	22,704,000	15	22,704,000	12	23,581,250	6	20,000,200	27
青森県	970,000	33	873,000	37	4,008,525	38	3,607,672	35	23,280,000	10	20,952,000	22	21,468,525	23	19,321,672	35
岩手県	960,000	39	864,000	38	4,036,800	37	4,036,800	26	20,736,000	25	20,736,000	24	20,740,800	33	19,588,800	33
宮城県	1,020,000	18	979,200	10	4,525,536	16	4,525,536	9	20,563,200	26	20,563,200	25	21,906,336	19	21,416,736	14
秋田県	930,000	46	744,000	47	3,978,075	39	3,978,075	27	20,088,000	30	18,079,200	35	20,160,075	38	17,425,875	44
山形県	933,000	45	788,400	46	3,855,622	42	3,855,622	30	17,017,920	42	17,017,920	40	19,306,102	44	17,570,902	43
福島県	1,030,000	15	875,500	35	4,331,150	24	4,331,150	17	27,192,000	1	27,192,000	1	23,489,150	7	21,635,150	12
茨城県	1,080,000	8	918,000	24	4,619,700	13	3,926,745	29	21,772,800	20	21,772,800	18	23,022,900	13	20,385,945	23
栃木県	1,010,000	24	858,500	39	4,320,275	25	3,672,233	33	21,816,000	18	21,816,000	16	21,894,275	20	19,428,233	34
群馬県	1,060,000	10	954,000	19	4,534,150	15	4,534,150	8	22,896,000	12	22,896,000	10	22,978,150	14	21,706,150	10
埼玉県	1,134,000	3	1,134,000	2	4,850,685	5	4,365,616	13	25,038,720	3	25,038,720	3	24,718,365	4	24,233,296	3
千葉県	1,110,000	5	1,110,000	3	5,629,698	2	5,629,698	2	23,976,000	6	23,976,000	6	24,943,698	2	24,943,698	2
東京都	1,209,000	1	1,209,000	1	5,941,872	1	5,941,872	1	23,793,120	7	23,793,120	7	26,398,152	1	26,398,152	1
神奈川県	1,160,000	2	928,000	23	4,584,320	14	4,584,320	7	25,056,000	2	25,056,000	2	24,768,320	3	21,984,320	9
新潟県	970,000	33	970,000	13	4,149,175	34	4,149,175	22	20,020,800	31	20,020,800	29	20,794,375	32	20,794,375	19
富山県	1,020,000	18	918,000	24	4,363,050	20	4,363,050	14	2,203,200	47	2,203,200	45	17,153,850	47	15,929,850	46
石川県	1,020,000	18	969,000	17	4,363,050	20	3,730,408	32	17,625,600	40	17,625,600	38	21,009,450	29	19,764,808	30
福井県	1,020,000	18	918,000	24	4,363,050	20	4,363,050	14	22,032,000	17	22,032,000	15	22,111,050	18	20,887,050	17
山梨県	960,000	39	892,800	30	4,106,400	36	4,106,400	24	17,510,400	41	17,510,400	39	20,004,000	39	19,197,600	36
長野県	988,000	30	988,000	9	4,226,170	30	4,226,170	18	21,340,800	22	21,340,800	20	21,417,370	25	21,417,370	13
岐阜県	1,060,000	10	1,060,000	5	4,960,800	4	4,960,800	3	22,896,000	12	22,896,000	10	23,404,800	8	23,404,800	4
静岡県	1,051,000	12	1,051,000	6	4,495,652	17	4,495,652	11	20,179,200	29	20,179,200	28	22,152,452	17	22,152,452	7
愛知県	1,112,000	4	889,600	31	5,012,450	3	4,511,205	10	24,019,200	5	24,019,200	5	24,361,250	5	21,191,205	15
三重県	1,010,000	24	1,010,000	7	4,726,800	10	4,726,800	6	21,816,000	18	21,816,000	16	22,300,800	16	22,300,800	6
滋賀県	1,040,000	14	936,000	22	4,448,600	19	3,336,450	46	24,960,000	4	24,960,000	4	23,168,600	10	20,808,450	18
京都府	1,023,000	17	971,850	12	4,701,810	12	4,466,720	12	22,096,800	16	22,096,800	14	22,502,010	15	21,653,120	11
大阪府	1,030,000	15	824,000	43	4,758,600	9	4,044,810	25	9,888,000	46	4,944,000	44	19,590,600	43	15,168,810	47
兵庫県	1,050,000	13	949,000	20	4,788,735	7	3,558,594	38	23,688,000	8	22,680,000	13	23,310,735	9	20,616,594	22
奈良県	947,000	42	899,650	28	4,184,887	32	4,184,887	19	22,728,000	14	22,728,000	11	21,230,887	26	20,662,687	21
和歌山県	950,000	41	893,000	29	4,164,515	33	4,164,515	21	19,152,000	35	19,152,000	32	20,352,515	37	19,668,515	32
鳥取県	879,000	47	879,000	34	3,454,030	44	3,454,030	41	16,876,800	43	16,876,800	41	18,221,230	46	18,221,230	40
島根県	970,000	33	824,500	42	3,938,200	41	3,347,470	45	16,761,600	44	15,923,520	43	19,768,600	41	17,222,350	45
岡山県	1,020,000	18	816,000	44	4,471,374	18	3,577,100	36	20,563,200	26	20,563,200	25	21,852,174	21	18,509,900	38
広島県	1,091,000	7	1,009,175	8	4,782,615	8	4,782,615	5	20,894,832	24	20,894,832	23	23,098,323	11	22,116,423	8
山口県	1,020,000	18	918,000	24	4,363,050	20	4,363,050	14	19,584,000	32	19,584,000	30	21,499,050	22	20,275,050	25
徳島県	990,000	27	811,800	45	4,234,725	27	3,472,474	39	19,008,000	36	19,008,000	33	20,866,725	31	17,966,074	42
香川県	980,000	31	833,000	41	4,191,950	31	3,563,158	37	17,875,200	39	17,875,200	36	20,420,750	36	18,027,958	41
愛媛県	1,010,000	24	858,500	39	4,320,275	25	3,672,233	33	18,422,400	37	18,422,400	34	21,045,875	28	18,579,833	37
高知県	940,000	43	874,200	36	3,952,700	40	3,952,700	28	16,243,200	45	16,243,200	42	19,293,500	45	18,503,900	39
福岡県	1,080,000	8	1,080,000	4	4,801,302	6	4,801,302	4	21,254,400	23	21,254,400	21	23,074,902	12	23,074,902	5
佐賀県	940,000	43	940,000	21	3,327,600	47	3,327,600	47	20,304,000	28	20,304,000	27	19,683,600	42	19,683,600	31
長崎県	990,000	27	960,000	18	4,234,725	27	3,398,400	44	21,384,000	21	21,384,000	19	21,460,725	24	20,264,400	26
熊本県	970,000	33	970,000	13	4,149,175	34	4,149,175	22	19,555,200	33	19,555,200	31	20,677,975	34	20,677,975	20
大分県	990,000	27	978,120	11	4,234,725	27	4,183,907	20	18,057,600	38	17,840,908	37	20,629,125	35	20,381,574	24
宮崎県	980,000	31	882,000	32	3,469,200	43	3,469,200	40	23,520,000	9	23,520,000	8	21,109,200	27	19,933,200	29
鹿児島県	970,000	33	970,000	13	3,433,800	45	3,433,800	42	23,280,000	10	23,280,000	9	20,893,800	30	20,893,800	16
沖縄県	970,000	33	970,000	13	3,433,800	45	3,433,800	42	19,555,200	33	19,555,200	31	19,962,600	40	19,962,600	28

特別職の国家公務員の給与の状況

区分		内閣総理大臣	国務大臣	大臣政務官	鳥取県知事
俸給月額		2,050,000 円 (1,435,000)	1,495,000 円 (1,196,000)	1,222,000 円 (1,099,800)	1,178,000円
地域手当 ※給料月額の18%		370,800 円 (258,300)	270,540 円 (215,280)	221,040 円 (197,964)	—
期末手当	算定方法	(給料月額+地域手当+役職加算+管理職加算) × 支給月数 × 期間率			給料月額 × 1.45 × 支給月数 × 期間率
	役職加算	(給料月額+地域手当) × 20%			算定基礎を給料 月額の1.45倍と する。
	管理職加算	給料月額 × 25%			
	支給月数	6月期1.4月分 12月期1.55月分 (年間2.95月分)			年間2.71月分
	年額	10,075,135 円 (7,052,595)	7,047,679 円 (5,638,144)	6,005,762 円 (5,405,186)	4,628,951 円
退職手当	算定方法	$\frac{\text{退職時の支給割合} \times \text{勤続年数} \times \text{調整率} + \text{調整額}}{\text{給料月額}}$ 基本額(A) ※ 支給割合は、俸給月額の60% (一般職と共通) ※ 調整率は、平成25年1月1日の制度改正の経過措置 終了後 (平成26年7月1日以降) の率			退職時給料月額 × 在職月数 × 0.5
	調整額	基本額(A)の6% (定率) 相当の額			—
	4年間在職した場合の額	4,575,600 円	3,200,688 円	2,727,504 円	28,272,000 円
計(支給額/年)		40,274,035 円 (28,516,095)	28,153,291 円 (22,682,668)	23,991,158 円 (21,660,230)	25,832,951 円

※()内の金額は、給与減額後の額

※期末手当の年額は、期間率を100%とした場合の試算額

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要 (平成24年法律第2号)

平成23年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 人事院勧告に係る給与改定

- 1 俸給月額引下げ 平均▲0.23%
※ 平成23年4月から法施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- 2 経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置
(平成24年4月、平成25年4月は自然減少分を原資に昇給回復措置)
- 3 特別職給与法及び防衛省職員給与法の適用者についても、一般職に準じて改定

II 給与減額支給措置 (措置期間：平成24年4月～平成26年3月末)

1 一般職給与法適用者

(1) 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上 (指定職、行(一)10～7級) ▲9.77%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員 (行(一)6～3級) ▲7.77%
- ③ 係員 (行(一)2、1級) ▲4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

- (2) 俸給の特別調整額 (管理職手当) 一律▲10%
- (3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- (4) 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- (5) 地域手当等の俸給月額に連動する手当 (期末・勤勉手当を除く。) の
月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2 特別職給与法適用者

(1) 俸給月額等

- ① 内閣総理大臣 ▲30%
- ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
- ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等 (②以外の者) ▲10%

(2) 期末手当

- ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
- ② ①以外の者 一律▲9.77%

- (3) 非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%

- (4) 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3 防衛省職員給与法適用者

- (1) 俸給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施

(2) 給与減額支給措置の特例について

自衛官 (将・将補 (一) を除く。) 並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

4 その他

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応